

# 大浦中学校いじめ防止基本方針

太良町立大浦中学校

## 1 策定の意義

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、いじめが全ての生徒に関係する問題であると考え、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

このことから、本校はこれまでの、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・早期対応、③いじめの再発防止の取組をさらに充実させ、保護者・地域、関係機関等と連携して取り組むために、「大浦中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## 2 いじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、本校生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、本人が心身の苦痛を感じているもの。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

- いじめがいずれの学校のいずれの生徒等にも起こり得るものであることを踏まえていじめの未然防止を図ることを旨とするとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようにすべきこと。
- いじめは生徒等の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることについて、生徒等が認識できるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心を育むべきこと。
- いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた生徒等の生命を保護すること及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが、特に重要であることを認識すべきこと。
- いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限に必要な配慮をすべきこと。

## 3 いじめの防止等のための指導体制・組織

### (1) いじめ・体罰等対策委員会の設置と役割

- いじめの防止等に関する対策や措置を中核となって実効的に行うために「いじめ防止対策委員会」を置く。いじめ防止についての対策委員会の役割は、要項の中で定めており、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの調査、解消及び再発防止に関することを扱う。また、対策委員会の委員及び体罰に関すること等についても要項で定める。
- 事案の状況等必要に応じ、校長の求めにより、校長が必要と認める外部委員を含めた拡大対策委員会を開催する。拡大対策委員会の委員及び役割は要項で定める。

### (2) 未然防止の対応及びいじめ覚知後の対応

いじめの未然防止については、学校の基本方針にそって学年と関係校務分掌が連携をしながら学校全体として取り組む。

いじめ覚知後は、いじめ防止対策推進法の規定に則り、「教育現場における安全管理の手引き」及び学校の危機管理マニュアルにそって、必要な組織を開催し、速やかに対応する。

#### 4 いじめの未然防止の取組

##### (1)「いじめ防止対策委員会の設置」について

校長及び教頭、生徒指導主事を中心としたいじめ防止対策委員会を設置し、定期的な会議を実施し、いじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止のための年間指導計画を作成する。また、年度内で2回を目安に学校評議委員や町内有識者等の外部の方に組織の一員として参加していただき、助言を得る。

いじめ防止対策委員会において、生徒や保護者アンケートを作成し、分析し、いじめの早期発見・早期対応に努める。

##### (2)「教育相談体制の充実」について

教育相談主任やスクールカウンセラー（SC）を中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。

好ましい人間関係の構築を図ると共に、校内教育相談体制・支援体制を強化し教育相談や教育支援機能を充実させるために、定例の教育相談推進委員会を開催し、教育相談主任を中心に、SC・SSWと連携し、教師全員のカウンセリングマインドの向上をめざし、生徒や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。

##### (3)「関係機関との連携」について

弁護士等、専門的な知識を有する専門家を講師とし、校内研修を充実させるとともに、教師一人一人が自己研鑽を通し指導力を向上させ、いじめ防止に対処させる。

年度内に様々な関連する分野の専門家を招聘し、講演等を行い、いじめ防止に役立つ研修を実施する。

##### (4)「生徒会との連携」について

生徒会を中心に生徒が主体的となってルール作り等を作成させ、いじめの防止に努める。また、生徒会による反いじめキャンペーン等を実施させ、望ましい集団づくりに努める。

##### (5)「学校としての取組」について

ア 生徒と接する機会を多く持ち、話を聞き、思いを理解・共有しながら、生徒の良さや個性を伸ばす努力をすると共に、道徳科の時間を中心とした全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係構築力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について、深く考えさせる。

イ 生徒に学校の秩序を保つことの意義を理解させると共に、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級づくりを工夫させる。また、問題行動の指導に当たっては、「焦らず、あきらめず、迷わず、見逃さず」を常に意識し、きめ細やかに愛情を持って指導する。

ウ 職場体験等の体験的な学習を組織的・系統的に行うと共に、大人の生き方を学ばせ、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「自己決定力」等の育成を図る。

エ 生徒の情報機器の使用状況を調査し、実態に応じた情報モラル教育の充実に努め、SNS等を通じて行われるいじめの防止を図る。

##### (6)「保護者との連携」について

保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。保護者会、地域懇談会等で学校での取組を説明し、保護者や地域の方々に理解・協力してもらい、いじめ防止に努める。また、学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。

##### (7)「学校評価による啓発」について

教職員、生徒、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に活かす。

## 5 いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、早期からの適切な対応により、いじめの積極的な覚知に努める。

以下の取組を柱にいじめの早期発見に努め、生徒・保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。

### (1)「相談体制の整備」について

#### ア 担任による面談

教育相談週間を年間2回設け、担任が直接生徒と面談し、生徒の悩み等に対応する。このほかに、気になる生徒や配慮を要する生徒には随時相談を行う。

#### イ 相談スタッフによる面談

教育相談担当職員を中心に、SCや心の教室相談員、養護教諭、SSWが担任と連携をとり、生徒や保護者の相談を行う。SCや心の教室相談員による面談の日程は、「教育相談だより」で生徒・保護者に知らせる。

### (2)「いじめに関するアンケート調査」について

ア 県の標準様式を用いたいじめ・体罰調査を7月と12月に行い、生徒・保護者から広く情報を集約し、管理職や相談スタッフによる細かな聞き取りを行う。

イ 毎月の生活アンケート（生徒対象）や生活と学習の記録の記入内容から生徒の実態把握を日常的に行う。

## 6 いじめ事案への対応

### (1)「いじめ発生時の対応」について

#### ア 被害生徒への対応

- (ア) 生徒や保護者アンケートから、いじめと認知した場合は、校長の指示を受け、生徒指導主事を中心とした「特別委員会」を設置し、生徒から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応させ、重大事態とならないよう対処させる。
- (イ) 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実施するとともに、指導の記録をきちんととる。
- (ウ) 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し、理解を得る努力をする。
- (エ) 被害生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを構築し必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。
- (オ) 養護教諭やSC及び医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- (カ) 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
- (キ) 家庭訪問の実施等を行い、生徒に安心感を持たせる。
- (ク) 教育委員会に事実関係を報告する。

#### イ 加害生徒への対応

- (ア) 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- (イ) いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- (ウ) 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に活かす。

#### ウ 学校としての取組

- (ア) いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。

- (イ) 学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- (ロ) 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用しながらいじめのない学校にする。

## (2)「重大事態発生時の対応」について

### ア 重大事態とは

- (ア) 生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 生徒に精神性の疾患が発生した場合
- (ロ) 生徒が身体に重大な障害を負った場合
- (ハ) 生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- (ニ) 生徒が金銭等を奪い取られた場合

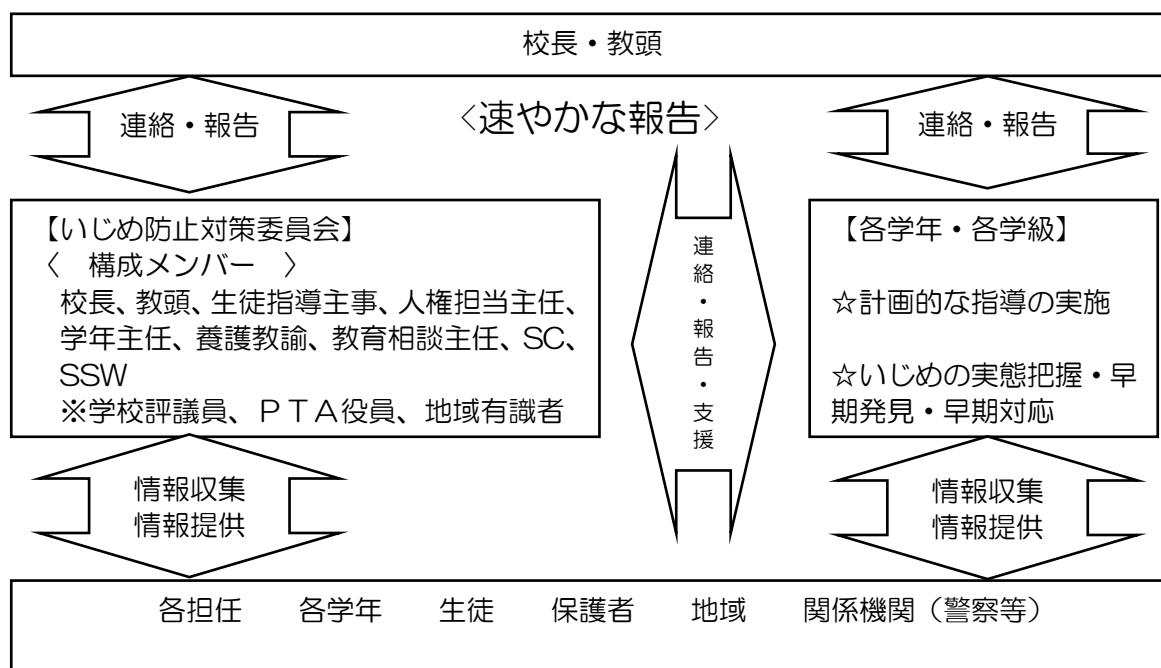
### イ 重大事態の報告

重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

### ウ 重大事態の調査

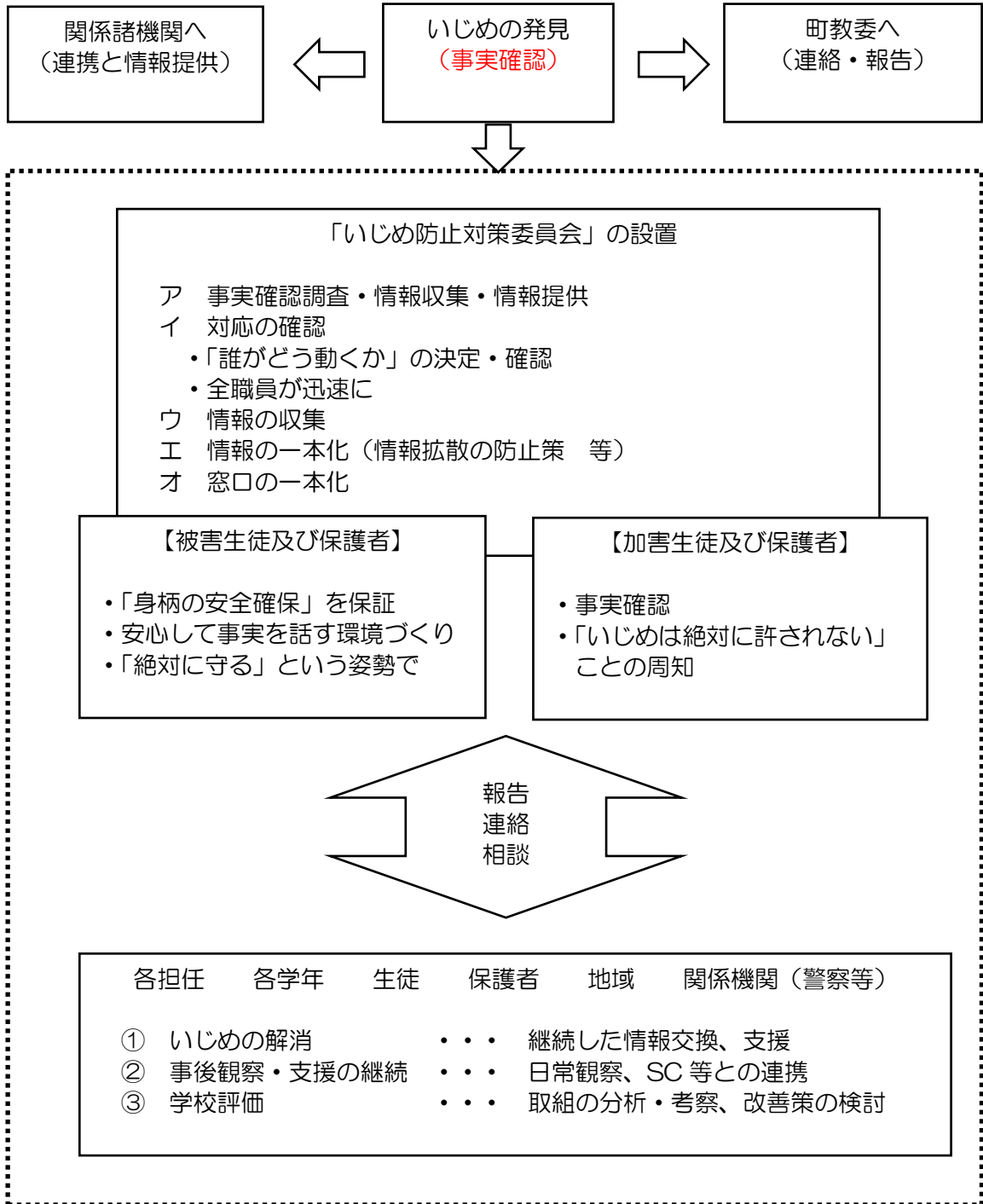
- (ア) 重大事態が生じた場合は、その事案に応じ、弁護士、精神科医、SC、SSW等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- (イ) 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート調査等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- (ロ) いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

## (3) いじめ防止体制(平常時)

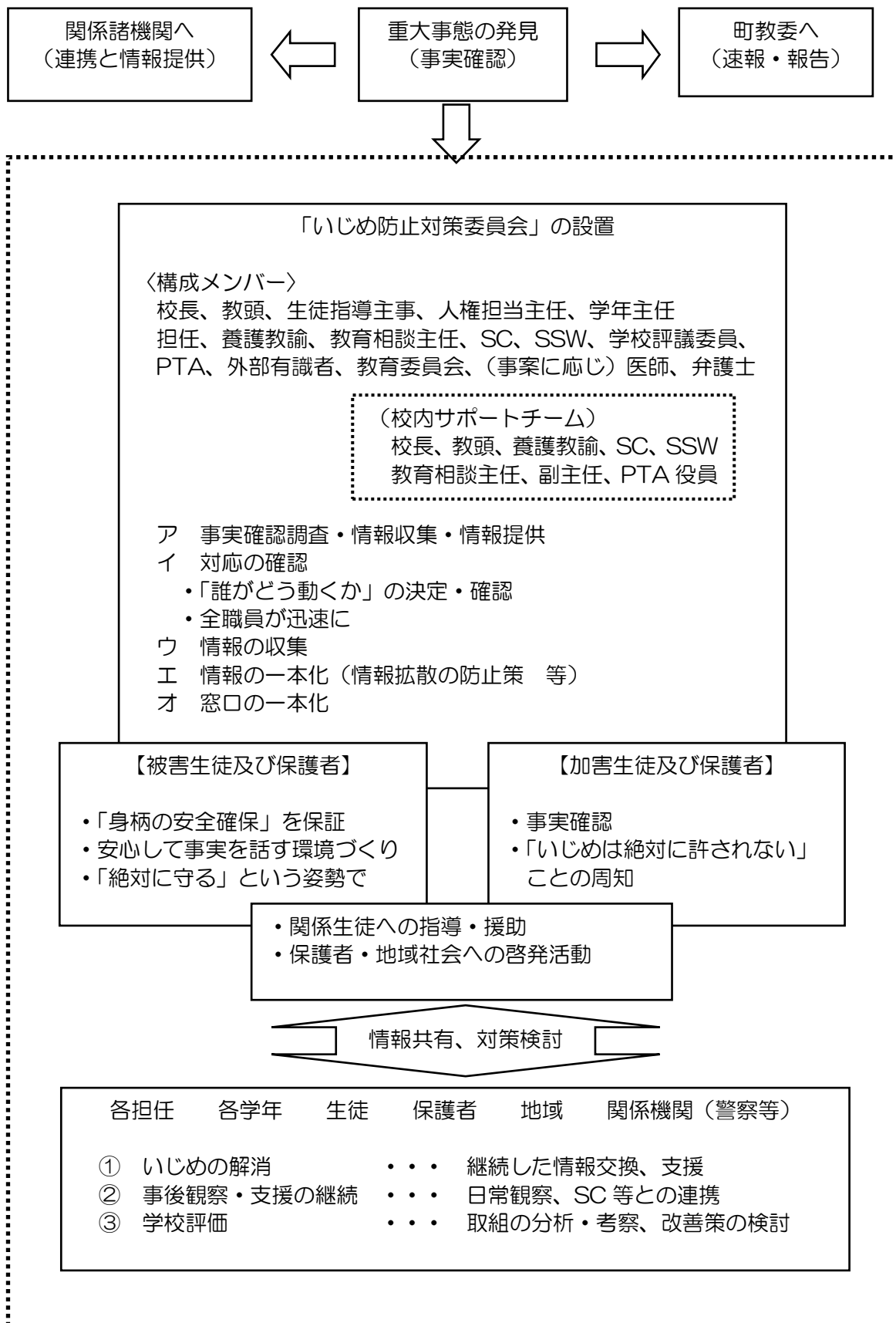


※ 「いじめ防止対策委員会」等を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で作成する。また、同委員会が保護者や関係諸機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

(4) いじめ防止体制（いじめ発生時）



(5) いじめ防止体制(重大事態発生時)



※ 重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ防止対策委員会を立ち上げ、組織的に対応する。  
同時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般生徒のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校生徒の不安を解消させる。

## 7 いじめの再発防止の取組

### (1)「当該生徒及び保護者への対応」について

- ア 全職員が共通理解・共通対応を行うという考えのもと、いじめられた側にも、いじめた側にも時々声をかけたり、個別に面談を行ったりするなどのきめ細かな観察を継続する。
- イ 約1ヶ月間の様子を把握し、いじめ等がなく日常の学校生活に戻り、いじめが解消したかを確認する。

### (2)「指導体制づくり」について

- ア すべての教職員で対応する
- イ いじめは、いつでも・どこでも・だれにでも起こり得るとの認識に立ち、全ての職員がいじめに対する甘い考えを捨て、学校全体として取り組む姿勢を堅持する。
- ウ 全職員による、いじめ問題にかかる事例研究や研修会を定期的に行う。

### (3)「いじめ発生のメカニズムを踏まえた指導」について

- ア 子どもを競わせるときに、いたずらに「勝ち負け」を強調し、「勝つためには手段を選ばない」「相手の失敗を期待する」という考え方や態度に結びつけないようにする。
- イ 特定の子どもへの「治療的な発想」ととどまることなく、全ての子どもへの「教育的な発送」に立って、小手先の知識やスキルに終わらない体験学習の機会を提供する。
- ウ トラブル回避のために自分はどうすべきかに気づくこと、集団内の他者から認められる喜びに気づくこと、自ら進んで他者に貢献することが誇りになることをめざした教育活動を行う。

## 8 職員研修

### (1) いじめ防止対策に関する職員研修

- いじめ防止対策基本方針の共通理解について

### (2) 授業環境づくりの中での具体的な支援について

- ア 自己肯定感や自己有用感を高めるための支援について
- イ 共感的な人間関係を育成するための支援について

### (3) 生活環境づくりの中での具体的な支援について

- ア Q-Uの実施と分析・活用について
- イ 生活アンケート、学校評価アンケートの結果分析について

### (3) いじめ防止対策の取組の課題、次年度の取組について

## 9 取組体制の点検及び評価について

### (1) 点検項目

- ア 日常の生徒の観察を通して、いじめにつながる事象の早期発見に努めているか。
- イ 生徒の変化や変容、気になる生徒の現状等について教職員で情報交換ができているか。
- ウ 学校行事や節目の時期ごとに、現状に合わせた学級経営等の見直しがなされているか。
- エ いじめ防止、発見、事実確認等について、保護者等との連絡・連携はできているか。
- オ いじめだけでなく、気になる事案について、迅速かつ的確な対応ができているか。

以上の項目について、アンケートや職員研修で定期的に点検を行うとともに、事案への対応等を通して改善の必要が生じた場合は、随時体制の見直しを行う。

(2) 学校評価の活用

ア 学校評価に共通評価項目として設定している「いじめの早期発見、早期対応体制の充実」について、成果指標、具体的取組を設定し取り組む。中間評価を行うことで、より適切な対応ができるように工夫改善する。

イ その他の関連する項目（自他の生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、感動する心など、豊かな心を身に付ける教育活動）と合わせて充実を図ることで、生徒のより健全な育成を目指す。

附 則

|       |       |    |
|-------|-------|----|
| 平成28年 | 8月30日 | 作成 |
| 平成30年 | 3月13日 | 改定 |
| 平成31年 | 3月 3日 | 改定 |
| 令和 2年 | 3月22日 | 改定 |
| 令和 3年 | 4月25日 | 改定 |
| 令和 4年 | 5月30日 | 改定 |
| 令和 7年 | 4月 1日 | 改訂 |